

「日進市緑の基本計画」改定にかかる実施計画

平成 30 年 10 月 9 日
平成 30 年度第 1 回都市計画審議会
資料 No.2

現行の「日進市緑の基本計画」は、平成 32 年を目標年次と掲げ、平成 23 年に策定した。目標年次が近づいたことから、平成 30～32 年度の 3 ヶ年かけ、改定を行うものとする。

1. 根拠：都市緑地法

- 第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。
- 2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 緑地の保全及び緑化の目標
 - 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
 - 三 地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。)の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
 - 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
 - 五 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において単に「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項
 - 六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
 - 七 緑化地域における緑化の推進に関する事項
 - 八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
- 3 基本計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。
- 4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 6 市町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

2. 現計画との相違点及び改定に向けた検討視点

(1) 現計画との相違点

現計画策定時の法律では、次に掲げる事項のみが、定める事項として位置づけられていた。

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

当時は法律第 4 条第 2 項第 3 号以下が任意であったが、現行法では、第 1・2 号も含め、「おおむね定めるもの」と位置づけられた。※3号以下も平成 23 年及び 29 年の法改正により内容は変わっている。

(2) 改定に向けた主な検討視点

- ・現計画の施策の達成度の検証、課題抽出
- ・市民意識の確認
- ・改定に向けた課題整理
- ・「計画で対象とする緑」の設定
(用語解説の必要性)
- ・「おおむね定めるべきもの」の内容検討
- ・「都市マスタープラン」、「環境基本計画」等との整合検討
- ・目標、指標、施策展開検討

平成 30 年度に
検討

【委託内容】

- ・基本データの収集整理
- ・現計画の達成度検証
- ・上位・関連計画の整理
- ・改正都市緑地法の整理
- ・アンケート整理
- ・課題の整理

※市民意識の確認は、随時実施

3. 推進体制

日進市都市計画審議会(平成 30 年度～)

【構成】市議会議員、学識経験者、愛知警察署長、公募市民 計 11 名

【役割】緑の基本計画の改定検討

(仮称) 緑の基本計画検討ワーキンググループ(平成 30 年度～)

【構成】環境課、生涯学習課、教育総務課、財政課、道路建設課、土木管理課、産業振興課 等

【役割】緑に関する施策を行っていると思われる部署で構成し、施策を検討

(仮称) 緑の基本計画検討ワークショップ(平成 31 年度)

【構成】各小学校区単位で公募市民 10 名(4 回開催)

【役割】各小学校別の方針・取り組み等検討

パブリックコメント(平成 32 年度)

【構成】市民

【役割】改定(案)に対する意見募集

4. 主なスケジュール

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市民アンケート		→	
課題整理等	→		
ワークショップ		→	
改定(案)作成		→	
パブリックコメント			●
議会説明			●
県通知			●

○市民アンケートの概要

- ① 18 歳以上の市民対象 ⇒ 緑・公園管理全般
- ② 公園等愛護会対象 ⇒ 公園管理 等
- ③ 保育園児・小学生(保護者)対象 ⇒ 公園遊び 等
- ④ 公園周辺にお住まいの方対象 ⇒ 公園遊び 等
- ⑤ 樹林地所有者対象 ⇒ 樹林地の管理 等
- ⑥ 生産緑地所有者 ⇒ 生産緑地の管理 等

※H30 の委託内容のアンケート整理は、①のみ

【平成 30 年度の検討・展開イメージ】

- ・委託業務契約締結(工期：平成 31 年 3 月 27 日まで)
- ・①～④の市民アンケート実施
- ・平成 30 年度第 1 回都市計画審議会に報告
- ・(仮称) 緑の基本計画検討ワーキンググループを 10 月から実施
- ・⑤、⑥の市民アンケートを実施するための条件整理
- ・ワークショップに向けた調整